

(様式 4-2)

1. 林業経営者名簿

登録番号	登録年月日 (登録変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業種
056147	R6. 3. 28	秋田県素材生産流通協同組合	理事長 山田 一成	秋田市南通亀の町 6 番 40 号	018-837-0051	無

2. 雇用の状況

林業現場作業職員（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）	雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 ()	人 (6)	有	有	人 5	% 0.3	人 5	人 5	人 4	人 5

※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3. 技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プロランナー	森林作業道作設ね。レーター	技術士	技能士	林業技士	フォレスター（森林総合監理士）	ニューグリーンマイスター	秋田県林業技術管理士
人	人	人	人	人	人	人	人 3	人	人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林施業プロランナーとは森林施業プロランナー育成のための研修を受講し、森林施業プロランナー協会で認定された者のこと。

- 注3 森林作業道作設ね。レーターとは、森林作業道作設ね。レーター養成のための国または県の研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）のこと。
- 注6 林業技士とは、（一社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。
- 注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。
- 注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を修了し、秋田県の認定を受けている者。

4 林業機械の保有状況

グラップル	プロセッサ	ハーベスター	フォワーダ	スイングヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ	ターヤータ	バケット付グラップル	林内作業車	その他
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととすること。

5 生産量の増加又は生産性の向上

- ※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。
- ※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
			直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積(ha)	直営			28	
			請負				
			合計			28	
	間伐	材積(m³)	直営			3,710	
			請負				
			合計			3,710	
	生産	生産性(m³/人日)	直営			6.0	
			請負				
			合計				
		面積(ha)	直営				
			請負				
			合計				
		材積(m³)	直営				
			請負				
			合計				
		生産性(m³/人日)	直営				
			請負				
			合計				
		面積	直営				
			請負				
			合計				

造林・保育	植付	(ha)	請負		14	60	
			合計		14		
	面積 刈り	(ha)	直営			60	
			請負				
			合計				
	面積 その他	(ha)	直営			10	✓
			請負		14		
			合計		14		

事業期間

直近の事業年度： 令和4年4月1日～令和5年3月31日

目標とする事業年度： 令和10年4月1日～令和11年3月31日

以下の6～12の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

- ※ その他の取組等がある場合には、() 内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。
- ※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

6 生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理

作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し (年後)

作業システムの改善 (年後)

その他 () (年後)

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

製材工場等需要者との直接的な取引 (年後)

とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (年後)

森林所有者や工務店等との連携 (年後)

その他 () (年後)

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

(1) R4.3.25 付けて東北森林管理局長と締結した「樹木採取権実施契約（第1期）」に基づき実施した事業において、事業実施者と連携し進捗管理を行った。今後、作業日報の分析等により工程の見直し等改善を行う。また、本事業の作業は伐採と造林の一貫作業により実施している。

(2) 中小企業等協同組合法第9条の2に基づき、共同販売・共同出荷を行っている。また、上記「樹木採取権実施契約（第1期）」において、製材工場等需要者との直接的な取引及び森林所有者（国）や工務店等とも協定等により連携を行っている。

7 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	(年後)
伐採・造林の一貫作業システムの導入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
コンテナ苗の使用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
低密度植栽	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(5 年後)
その他 ()				(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

「樹木採取権実施契約（第1期）」に基づき実施した事業では、伐採・造林の一貫作業及びコンテナ苗による植栽が仕様となっており、ha当たり2,000本換算の植栽本数により実施している。

今後、国の請負事業等を踏まえ、植栽方法と関連付けた下刈の省力化について技術指導を含め、事業実施者等と連携し実施していく。

8 主伐後の再造林の確保

	有している	1年以内に整備する予定	整備する意向がある	(年後)
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
主伐後の適切な更新	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

「樹木採取権実施契約（第1期）」に基づき実施した事業では、伐採・造林の一貫作業が仕様となっており、事業実施者は体制整備により仕様のとおり実施している。また、当組合は「秋田県再造林推進協議会」の構成団体として参画しており、組合員の中には「あきた未来につなぐ再造林基金」の交付を受け、主伐後の適切な更新を実施している。

今後も「秋田県再造林推進協議会」への支援を継続しつつ、組合員等と連携し主伐後の再造林の確保に寄与していく。

9 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
素材生産の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
造林・保育の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

10 伐採・造林に関する行動規範の策定等

策定等している
1年以内に策定等する予定
策定等する意向がある

独自の行動規範等の策定 (年後)

所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等 (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

平成30年3月5日 秋田県素材生産流通協同組合「行動規範」作成、施行。

1.1 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善

現場作業職員の常用化

取り組んでいる 1年内に取り組む予定 取り組む意向がある (5年後)

現場作業職員への月給制の導入

(5年後)

計画的な研修実施などの教育訓練の充実

(年後)

退職金共済への加入などの福利厚生の充実

(年後)

その他 ()

(年後)

(2) 労働安全対策

現場作業職員等への安全衛生教育

(年後)

労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）

(年後)

リスクアセスメント

(年後)

防護具の着用の徹底

(年後)

作業現場の安全巡回

(年後)

労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導

(年後)

その他 ()

(年後)

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

- (1) 中小企業等協同組合法第9条の2に基づき、請負事業等を主体に共同事業として実施していく中で、現場作業職員の常用化、月給制の導入を推進していく。
 また、定期的に研修会、講演会を開催し、教育訓練の充実を図っている。
- (2) 労働安全対策として、現場作業職員等への安全衛生教育を林災防と連携し実施。リスクアセスメントや労安則等に基づく作業基準については、ゼロ災推進秋田県協議会による作業現場の安全巡回時に周知徹底を図っている。

1.2 コンプライアンスの確保

- | | はい | いいえ |
|--|--------------------------|-------------------------------------|
| 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 6の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である | <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| (破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等) | | |

1.3 常勤役員の設置（※ 法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日
専務理事	センボウ キヤ アキラ 仙北谷 彰		

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

1 4 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

市町村名：秋田県内全市町村

※経営管理実施権

森林経営管理法に基づき、市町村からの委託を受けて伐採等を実施するために林業経営者に設定される権利

1 5 その他知事が定める情報

- ① クリーンウッド法第Ⅰ種登録木材関連事業者（日林協－CLW－Ⅰ－1）
- ② SGEC/PEFC ジャパン：マルチサイト COC 組織認証グループ主体（JAFTA－SGEC－COC－245）
- ③ 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定（全素協－O 1 8）
- ④ 秋田県再造林推進協議会構成団体
- ⑤ 秋田県 SDGs パートナー登録

※実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業フランチャー育成対策事業」実施要領に基づいて、提案型集約化施業（以下「提案型施業」という。）に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。